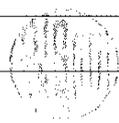




第2回尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会会議録

会 長	事務局長	室 長	事 務 局
			 

会議場所	尾三消防本部庁舎3階 講堂		
会議日時	平成28年8月25日(木) 午前11時00分から午前11時35分まで		
出席委員数	12名		
出席者	会 長	み よ し 市 長	小 野 田 賢 治
	副 会 長	豊 明 市 長	小 浮 正 典
	副 会 長	長 久 手 市 長	吉 田 一 平
	会長補佐	日 進 市 長	萩 野 幸 三
	会長補佐	東 郷 町 長	川 瀬 雅 喜
	委 員	みよし市議会議長	近 藤 剛 男
	委 員	日進市議会議長	永 野 雅 則
	委 員	東郷町議会議長	箕 浦 克 巳
	委 員	豊明市議会議長	月 岡 修 一
	委 員	長久手市議会議長	伊 藤 祐 司
	委 員	尾三消防組合議会議長	山 内 勝 利
	参 与	愛知県防災局消防保安課長	村 上 倫 正
欠席者	なし		
構成市町で同席した者の職・氏名	みよし市総務部長	伊藤 欽治	
	みよし市総務部参事	佐藤 正美	(愛知県から派遣)
	みよし市総務部防災安全課長	廣瀬 邦仁	
	日進市総務部長	須崎 賢司	
	日進市総務部危機管理課長	西尾 茂	
	東郷町参事	柳澤 康行	(愛知県から派遣)
	東郷町総務部長	野々山 睦憲	

	東郷町総務部安全安心課長	磯村達己	
	豊明市消防長	土屋正典	
	長久手市参事	平野泰久	(愛知県から派遣)
	長久手市消防長	吉田弘美	
	長久手市消防次長	加藤龍寿	
	長久手市消防本部総務課長	出口史朗	
尾三消防本部 で出席した者 の職・氏名	消防長	安藤吉伸	
	書記長	村瀬周孝	
	会計管理者	野々山尚	
	次長	柴田達哉	
	次長	松田一	
	総務課長	石川敦司	
事務局で出席 した者の職・ 氏名	尾三消防本部参事	光岡秀次	(事務局長)
	総務課消防広域化推進室室長	酒井雄二	
	総務課消防広域化推進室	鈴木隆宏	(長久手市派遣)
会議録 署名委員	東郷町議会議長 箕浦克巳		
	豊明市議会議長 月岡修一		
傍聴人	3名		

## 会議に付した協議事項及び結果

協議事項	内 容	結 果
協議第1号	「広域化の方式」について	原 案 可 決
協議第2号	「共同処理事務」について	原 案 可 決
協議第3号	「広域化のスケジュール」について	原 案 可 決

## 会議に付した報告事項及び結果

### 報告事項

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会第1回消防部会検討調整結果について

全項目承認

11時00分 開会

議長 あいさつ

本日は、第2回尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会にお集まりいただき、ありがとうございます。

さて、各分科会・専門部会・幹事会におきまして、本格的な協議が始まり、最初の協議会となります。今回は、首長のみなさまが集まり内容の検討をいただく最初の協議会でございます。皆様の協力のもと、より良い方向に向かっていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、本日は協議事項3件、報告事項1件が提出されております。活発な議論をしていただきますようお願いいたします。

11時01分 開議

【議長】

協議事項(1)協議第1号 協議調整事項番号1「広域化の方式」について 事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議事項の前に、協議会の事務についてご説明いたします。尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会規約第3条第2号に、協議会の事務といたしまして、消防組織法第34条に規定する広域消防運営計画の作成に関するものと規定されています。また、第6条において、協議会の会議は、消防広域化の協議に関する基本的な事項を決定することと規定しております。本日の協議事項を含めまして、協議会で協議決定していただく項目につきましては、現在、分科会・専門部会で協議しています128項目の協議調整事項のうち、消防広域化の基本的事項の40項目となり、この後、作成されます広域消防運営計画に網羅される内容となります。それでは、協議事項の説明に移ります。本日の協議事項につきましては、8月18日に開催されました幹事会で承認されました項目となります。それでは、協議事項(1)協議第1号 協議調整事項番号1「広域化の方式」について説明いたします。資料No.1をご覧ください。

広域化の方式といたしまして、一部事務組合方式、広域連合方式、事務委託方式を検討した結果、広域連合方式につきましては、組織そのものをゼロベースで作直すこととなりますので膨大な事務量となること。事務委託方式につきましては、吸収合併ではなく4市1町が対等な立場での消防の広域化という趣旨に反すること。一部事務組合方式につきましては、4市1町が対等な立場で運営に参加でき、また時間的速やかに対応できること。以上を検討した結果、広域化の方式は、現尾三消防組合の構成市町に豊明市及び長久手市が新たに加わる「一部事務組合」方式が最も合理的であるとなりました。

【議長】

ご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議事項（１）協議第１号 協議調整事項番号１「広域化の方式」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全委員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議事項（１）協議第１号 協議調整事項番号１「広域化の方式」については原案のとおり決定しました。

続きまして、協議事項（２）協議第２号 協議調整事項番号２「共同処理事務」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議事項（２）協議第２号 協議調整事項番号２「共同処理事務」につきまして説明いたします。資料№.２をご覧ください。現在の尾三消防組合が共同処理している事務を基本とするとの共通認識のもと、消防団及び消防水利に関する事務の取扱いについて検討した結果、消防団につきましては、地域とのつながりが非常に強い団体であり、また、現在までの経緯をふまえ市町の事務とする。水利につきましては、市町が設置し、維持管理すると消防法に規定されていることから、市町の事務とする。以上の検討結果をふまえまして、広域化後の共同処理事務は、次のとおりとする。

- （１）消防に関する事務（消防団及び消防水利に関する事務は除く）
- （２）火薬類取締法に基づく事務
- （３）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務

消防団と消防水利事務につきましては、現在、尾三消防組合の構成市町では、市町の消防部局の事務として処理しておりますが、豊明市及び長久手市につきましては、消防本部で処理をしています。広域化と同時に市役所の担当部局へ移管すると、市役所担当部局として初めて担当する事務となります。また、消防団につきましては、地域にたいへん密着した団体であること等をふまえまして、消防団及び消防水利事務に

つきましては、構成市町と消防相互の協力体制を確立することといたしました。なお、消防団に対する操法・訓練等の技術的指導については、尾三消防組合、豊明市、長久手市とも現行の消防署による支援体制は継続することといたしました。

【議長】

ご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

協議事項（２）協議第２号 協議調整事項番号２「共同処理事務」について をご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全委員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議事項（２）協議第２号 協議調整事項番号２「共同処理事務」については原案のとおり決定しました。

つづきまして、協議事項（３）協議第３号 協議調整事項番号３「広域化のスケジュール」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議事項（３）協議第３号 協議調整事項番号３「広域化のスケジュール」について説明いたします。資料No.3をご覧ください。国が示す広域化の推進期限が平成30年4月1日であることから、広域化の目標期日を平成30年4月1日とし、計画的に協議を進めていくものとする事となりました。

【議長】

ご意見等がございましたら、お願いします。

【山内委員】

広域化の目標期日が謳われておりますが、広域化のメリットデメリットが、どこまでわかってきているか。一番大事なものは、財務状況がどうなって将来的に広域を進めて問題ないのかどうか。豊明市、長久手市が入ると広大な広域になる。それについ

てははっきりしてからでない。検討はするが、大前提がしっかりする必要がある。それについては、いかがでしょうか。

**【事務局】**

協議会の事務として、消防広域運営計画の作成があります。消防広域運営計画につきましては、協議会で協議していただく内容の40項目が網羅されるものとなります。今後協議を進めていただいて消防広域運営計画を作成していく中で、広域化が非常にメリットがあるとの方向性に基づき、合意となります。ですが、目標期日がなければ作業が進みませんので、あくまでも目標が平成30年4月1日と定めさせていただきます。これは、国が示す期限と並行し、財政支援も平成30年4月1日と示されていますので、そこに向かって協議を進めていき、あくまでもすべての合意に基づいて広域化することになりますので、40項目、消防広域運営計画を作成して、広域化することが最大のメリットがあると決定されたのち広域化することになります。

**【議長】**

他にございませんでしょうか。

**【日進市長】**

目標設定がないと作業は進みませんので目標設定はこれでいいと思います。しかしながら、何度も申し上げておりますが、具体的な全体像が見えないので、具体的な全体像をはやく整理して各市町がメリットデメリットをしっかりと明示できるような状況に持っていくことが一番大事。大変恐縮ですが財政支援についてはよくわかりませんが、どのようなことがあるのか。しっかりと把握していくことが大事。最終的な日程を決して否定するものではありませんが、各市町も一体なんなんだと、どういう形になるんだと、未来形はどうなんだと。そういうのがない段階だから作業を詰めていただきたい。その意味の4月1日は賛同いたします。その時にYES・NOははっきりと申し上げて、必要なら合併に賛成。お互いにメリットがなければ駄目だと。協議をするわけですから。こういう目標設定は私はいいいと思います。ぜひ、そういう方に早く運ぶように事務局を含め、各市町の総務担当もしっかりと作業するように言いたいと思います。

**【議長】**

ありがとうございます。中身をしっかりと充実していきましょうと。期日設定は良い。こういうお話でした。他にありますでしょうか。

**【長久手市長】**

私どもは尾三に参加するということでもあります。私どもは今まで50年近く同じ

消防署でやってきた。これがなくなる事になりますから、いい機会でありますから私どももスケールアップする。人的、能力、技術力もアップする。コストの問題についても前を向いてやっていきたいと思っています。日進市長も言われたとおり、やっ  
ていかなければいけない。どうしてもいかな事はもっともっと詰めてそういう方向に向か  
ってぜひやっていただきたい。いろんなことがあったら教えていただいて、少しでも前を  
向いて変えていく。尾三の方も長い間の組織がある、うちも組織がある。それを新しく  
変えてもっともっといい消防体制を作ってもらえるように努力してもらいたいと思  
います。日にちについては目標としてそこに向かって頑張ってもらいたい。

【議長】

ありがとうございます。他にご意見等ありますでしょうか。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

協議事項（3）協議第3号 協議調整事項番号3「広域化のスケジュール」について  
をご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全委員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議  
事項（3）協議第3号 協議調整事項番号3「広域化のスケジュール」につきまして  
は、原案のとおり決定しました。

【議長】

協議事項はすべて終了いたしました。報告事項に移ります。尾三消防組合・豊明市・  
長久手市消防広域化協議会第1回消防部会検討調整結果について 事務局説明をお願  
いします。

【事務局】

報告事項 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会第1回消防部会検討  
調整結果について説明いたします。資料No.4をご覧ください。8月4日に開催されま  
した消防部会で、検討調整されました、予防分科会調整項目7項目、指令分科会調整  
項目4項目、警防分科会調整項目2項目、救急分科会調整項目7項目、救助分科会調

整項目2項目、全22項目の説明をいたします。各項目、調整結果の概要のみ説明いたします。（22項目の調整結果の概要について説明）

**【議長】**

ありがとうございました。ご質問等がございましたら、お願いします。

**【山内委員】**

尾三の議員としての発言ですので、お許し願いたいですが、分科会等で詳細に決定されていていいことだと思いますが、その心が「合併ありき」に見えて仕方ない。もう一つ前の段階で、例えば、広域化した時に長久手の消防署の位置と、尾三の位置で広域化にメリットがあるのか。メリットデメリットのベースをしっかりと進めていかないと。これを先行していただきたい。その辺をお願いします。

**【事務局】**

署の位置については、同時進行で協議をさせていただいております。ないがしろにして進めているわけではありません。同時進行してメリットを最大限示したなかで広域化を進めるということになっております。

**【議長】**

他にどうでしょうか。

**【日進市長】**

先日の幹事会で名称について次に送ることとなったと聞いたが、名称決定については、いつまでにどのようにしなければならないのか。事務局はどう考えているか。事務局としてはいつまでに決定したいのか明示してほしい。名称については、お互いに持ち帰って検討することになったので、各市町が答えを一つずつ出してまとめる。この作業があるので、スケジュールを教えてほしい。

**【事務局】**

名称については、前回の幹事会でいろいろご意見を頂きました。市長のおっしゃるとおり、それぞれの各市町で御意見があるだろうということで、各市町宛に調査をお願いする準備を進めています。その中でご意見を頂き、数字的なものも依頼がありましたのでそれにかかる経費等も算定するような準備を進めています。できればなるべく早い時期に名称を決めていただいて、同時に進んでおります委託調査のなかにも反映させていきたいと思っております。できれば、なるべく早い時期にということでご理解いただければと思います。

【長久手市長】

名称も含めて、組織の在り方とか費用とか、どうしたらコスト削減になるとか、平成30年より前のことは今やっていますが、30年以降の何らかの形でこういうふうにしていくんだという話が討議されていたければ全体としてありがたいと思います。大変ですが、課題として一緒に考えて頂ければと思います。

【事務局】

委託調査の中である程度具体的になるのかと思います。30年以降についての理想的な配置等あると思いますが、それを含めまして提供させていただきたいと思います。

【議長】

報告事項以外にも質問が出ていますが、それ以外でも結構です。何かありますでしょうか。

【委員】

<質疑等なし。>

【議長】

本日は、出席者皆様のご協力によりまして、円滑に議事が進行いたしました。また、提出されました協議事項につきましては、全会一致で決定していただき、まことにありがとうございました。今後も、当協議会の運営に関しまして格別なる、ご理解及びご協力を賜りますことをお願いいたしまして、閉会のあいさついたします。

午前11時35分 閉会

上記会議録が正確であることを署名する。

平成28年8月25日

会議録署名委員

箕浦克巳

会議録署名委員

月岡修一

協議第 1 号

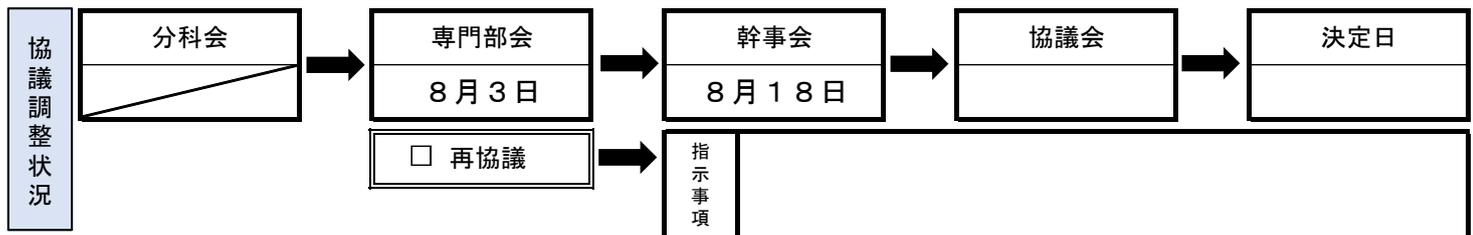
協議調整事項番号 1 「広域化の方式」について

広域化の方式として、一部事務組合方式、広域連合方式、事務委託方式を検討した結果、広域連合方式については、事務的難易度が高いこと。事務委託方式については、4市1町が対等な立場での消防の広域化という趣旨に反することから、現尾三消防組合の構成市町に、豊明市及び長久手市が新たに加わる「一部事務組合方式」が最も合理的である。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番号	1
決裁区分	協議会

項目番号	1	協議調整事項番号	1	専門部会	共通	分科会	共通	ランク	A	調整項目	広域化の方式
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)			豊明市			長久手市				
担当課	総務課			消防総務課			消防本部総務課				
担当者職・氏名	専門監・伊豆原正人			課長 稲垣 聡			総務課課長 出口史朗				
根拠法令等				豊明市消防本部及び消防署の設置等に関する条例			長久手市消防本部及び消防署の設置等に関する条例				
関係団体											
平成28年度予算(千円)											
事業実施方法	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施			<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施			<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施				
現 状	一部事務組合方式			現状：市町村単独消防			市町村単独消防				
現状の課題	尾三	なし									
	豊明	国がひとつの目安とする人口10万人規模の消防組織の構築を当市単独で実現することは、限りなく不可能である。よって、消防の住民サービスの維持・向上、大規模災害に備えた消防力の強化及び基盤の強化は急務であることから、国が推進する消防の広域化に取り組むと判断した。									
	長久手	今後の消防需要に対応するためには、消防力及び組織の強化は必須であること。									
検討調整結果	広域化の方式として、一部事務組合方式、広域連合方式、事務委託方式を検討した結果、広域連合方式については、事務的難易度が高いこと。事務委託方式については、4市1町が対等な立場での消防の広域化という趣旨に反することから、現尾三消防組合の構成市町に豊明市及び長久手市が新たに加わる「一部事務組合」方式が最も合理的である。										
広域化後の課題	なし										
調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 一元化 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止										



協議第 2 号

協議調整事項番号 2 「共同処理事務」について

現在の尾三消防組合が共同処理している事務を基本とするとの共通認識のもと、消防団及び消防水利に関する事務の取扱いについて検討した結果、広域化後の共同処理事務は以下のとおりとする。

- (1) 消防に関する事務（消防団及び消防水利に関する事務は除く）
  - (2) 火薬類取締法に基づく事務
  - (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務
- なお、消防団及び消防水利に関する事務については、構成市町が事務を執ることとなるため、相互の協力体制を確立する。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番号	2
決裁区分	協議会

項目番号	2	協議調整事項番号	2	専門部会	共通	分科会	共通	ランク	A	調整項目	共同処理事務
------	---	----------	---	------	----	-----	----	-----	---	------	--------

団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	総務課	消防総務課	消防本部総務課
担当者職・氏名	専門監・伊豆原正人	課長 稲垣 聡	総務課長 出口史朗
根拠法令等	尾三消防組合同約	豊明市消防本部及び消防署の設置等に関する条例 豊明市消防団条例	・長久手市消防本部及び消防署の設置等に関する条例 ・長久手市消防団条例
関係団体		消防団	消防団
平成28年度予算(千円)			
事業実施方法	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施
現 状	消防に関する事務(消防団及び消防水利に関する事務は除く) 火薬類取締法に基づく煙火の消費に係る事務 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務	消防事務(非常備消防含む)	消防事務(消防団及び消防水利に関する事務を含む。)

現状の課題	尾三	なし
	豊明	当市の非常備消防の事務に関しては、消防団と極めて緊密な関係にあることから慎重な対応が必要である。
	長久手	消防団及び消防水利に関する事務について、消防部局と市長関係部局との連携が必要

検討調整結果	現在の尾三消防組合が共同処理している事務を基本とするとの共通認識のもと、消防団及び消防水利に関する事務の取扱いについて検討した結果、広域化後の共同処理事務は以下のとおりとする。 (1) 消防に関する事務(消防団及び消防水利に関する事務は除く) (2) 火薬類取締法に基づく事務 (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務 なお、消防団及び消防水利に関する事務については、構成市町が事務を執ることとなるため、相互の協力体制を確立する。
--------	---

広域化後の課題	なし
---------	----

調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 一元化 <input type="checkbox"/> 廃止	<input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止
------	---	--



協議第 3 号

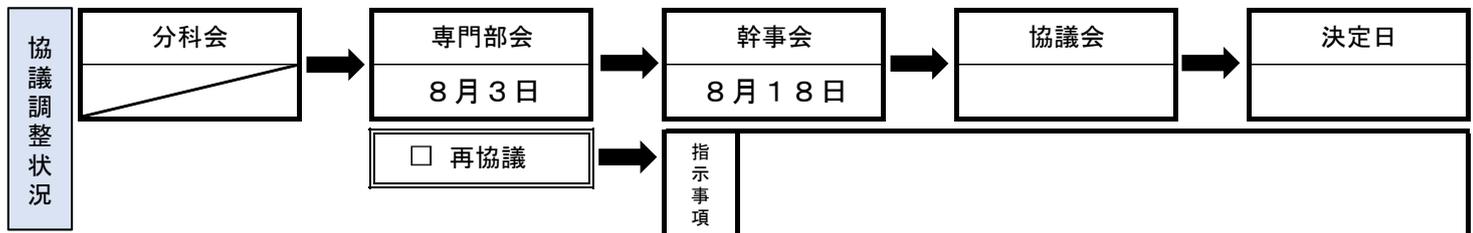
協議調整事項番号 3 「広域化のスケジュール」について

広域化の目標期日を平成 30 年 4 月 1 日とし、計画的に協議を進めていくものとする。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番号	3
決裁区分	協議会

項目番号	3	協議調整事項番号	3	専門部会	共通	分科会	共通	ランク	A	調整項目	広域化のスケジュール
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)			豊明市			長久手市				
担当課	総務課			消防総務課			消防本部総務課				
担当者職・氏名	専門監・伊豆原正人			課長 稲垣 聡			総務課長 出口史朗				
根拠法令等				消防庁次長通知「期限内の消防広域化の推進について」			<ul style="list-style-type: none"> <li>消防組織法</li> <li>市町村の消防の広域化に関する基本指針</li> <li>愛知県消防広域化推進計画</li> </ul>				
関係団体											
平成28年度予算(千円)											
事業実施方法	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施			<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施			<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施				
現 状	国の財政支援の期限内を目指して協議中			国の財政支援(特別交付税等)の状況から、平成30年4月1日を目標期日にするべきとしている。			「市町村の消防の広域化に関する基本指針」において国が示す実現期限である平成30年4月1日を目標として、協議中である。				
現状の課題	尾三	なし									
	豊明	平成30年4月1日とする場合、期間が短いのでスピーディーな協議調整が必要である。									
	長久手	広域化を短期間で遂げるため、適切なスケジュールを作成し、管理する必要がある。									
検討調整結果	広域化の目標期日を平成30年4月1日とし、計画的に協議を進めていくものとする。										
広域化後の課題	なし										
調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 一元化 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止										



## 第1回消防部会検討調整結果一覧

## 予防分科会

番号	項目番号	調整項目	調整結果
4	20	消防同意	<p>尾三消防組合の同意事務等取扱規程を骨格とし、細部について広域化前までに協議統一する。特殊建築物や大規模建築物等は広域化後の消防本部予防課及び全消防署予防課で審査及び検査する体制を執る。公平かつ公正な同意事務を行うため、広域化後の独自審査基準を策定していく。再審制度を継続するが、具体的再審事項の内容について再協議し統一する。</p> <p><b>【消防同意】</b></p> <p>防火対象物の安全確保のため、消防設備や建築物の防火に関する法令に問題ないか確認すること。</p>
5	21	立入検査	<p>尾三消防本部査察規程及び実施要綱を基本として考えるが、査察対象区分について広域化前までに3消防本部で協議し実効性の高いものに改正していく。また、警防課職員が実施する査察区分や進め方についても併せて協議統一していく。計画的な立入検査を遂行するため、消防支援システムに対象施設の全データを登録し、そのデータ内容を精度の高いものにしていく。</p> <p><b>【消防支援システム】</b></p> <p>各出動事案管理、防火対象物管理、危険物施設管理、水利管理、備品管理等を行うシステムで、現在各消防本部が同じシステムを使用して運用中</p>
6	22	火災原因調査	<p>尾三消防本部警防規程内の指揮支援隊業務に基づく火災調査体制を継続する。また、火災調査業務についても尾三消防本部火災調査規程に準ずる方向で協議統一していく。人員、車両等の問題があるため、他の分科会と協議していく。長期的に火災調査担当職員を選任し、高度な知識を兼ね備えた職員の育成計画を構築していく。</p>
7	24	危険物規制	<p>危険物規制に関しての手続き等は消防法及び各政省令で規定されているため、尾三消防組合危険物規制規則を枠組みとして検討を進めるが、規制に関する指導方法は各消防本部でばらつきがあるため広域化後の独自指導審査基準を構築するよう協議統一していく。消防支援システムに対象施設の全データを登録し、適正に管理する。危険物関係手数料の収納方法は、尾三消防組合手数料条例に準じて収納する。</p>

			【危険物規制】 指定数量以上の危険物の、製造・貯蔵・取扱いに関する規制
8	28	火災予防広報	現状の様々な広報について、類似したものは統合する。また、今後はより効果があると考えられる新規事業について協議していく。防火管理講習については、広域化後現状の回数を継続して開催することを基本とする。担当講師は年間を通じて同一とし、各開催地へ講師を派遣する。
9	29	予防) 啓発事業	住宅防火訪問事業については継続実施していき、詳細については広域化後に協議統一する。各種訓練を通じて普及啓発を行う場合、訓練実施主体が主管課以外の職員にも対応できるよう、警防課員への防災訓練教育や応急手当普及員の育成を図り、増加が予測される訓練指導等に対応できる体制を執ることができるよう協議統一する。
10	49	様式の統一	届出申請様式については3消防本部で検討後、広域化後ホームページ等で管理する。 上記以外の様式は尾三消防本部の使用する消防支援システム内の様式をベースに改良を協議し統一していく。例規にないものを含めた全様式について洗い出しを行って協議統一していく。

## 指令分科会

番号	項目 番号	調整項目	調整結果
11	52	デジタル無線 運用	現行のデジタル無線を活用し、運用方法については統合する。(署活 400MHz を含む)現場活動での無線運用方法について、警防分科会と合同で協議する。無線呼出し名称については、広域化組織の名称に準じて決定する。
12	53	無線整備	尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会で整備した無線設備を継続して使用する。構成市町の消防防災部局の無線設備の平準化を図る。(豊明、長久手市役所へのデジタル無線配備)
13	54	電話回線	広域化による組織の集約を考慮し、適正な回線本数とする。
14	56	気象観測業務	現行の観測体制(尾三消防本部、豊明市消防本部、長久手市消防本部)を継続する。

## 警防分科会

番号	項目番号	調整項目	調整結果
15	30	消防水利台帳の取扱い	尾三消防本部の消防支援システムの管理状況に統一することとし、水利管理項目等の精査を行い広域化に向け一元化する。
16	31	警防) 啓発事業	<p>住民サービスの質を維持するため、各消防本部で実施されていた啓発事業は継続して実施していき、さらに充実向上できるよう努めるものとする。また、構成市町全てが均一的な事業を行えるよう各市町の現状を把握する。</p> <p>調整項目の「火災予防広報」と「予防啓発事業」との関連もあるため、予防分科会との調整も必要とする。</p>

## 救急分科会

番号	項目番号	調整項目	調整結果
17	35	救急支援	<p>尾三消防組合の現状（警防規程）を基本とし、広域化時に統合。P A 出動、先行救急、複数救急、集団救急、高速道路における救急出動に対し、タンク車等が出動する。</p> <p><b>【救急支援】</b></p> <p>救急車単独では活動が困難な救急事案（救命処置、搬送困難等）に対して、タンク車等が同時に出動し、救急隊の活動支援に当たる。</p>
18	36	MC 体制	<p>尾三消防組合の現状を基本とし、広域化時に統合する。尾張東部地区MC 事業は現状のとおり。（MC 関係の事務は本部消防課で対応）救急業務委託、病院実習に伴う契約は医療機関ごとを実施する。西三河地区MC 協議会の負担金も現状のとおりとする。</p> <p><b>【MC 体制】</b></p> <p>傷病者の救命率の向上等を目的とした、医師からの指示、指導・助言及び検証等における、救急救命士等と医師の連携体制</p>
19	37	救急) 啓発活動	尾三消防組合の現状を基本とし、広域化時に統合する。（講習開催及び内容・講習対応者・ボランティアの活動）
20	39	ドクターヘリの運用	尾三消防組合の現状を基本とし、広域化時に統合する。ドクターヘリ要請、ランデブーポイント（離着陸場）関係機関への電話連絡は、現状のとおり指令センターで要請及び連絡を実施する。通常のドクターヘリ対応事案は着陸ポイントに、消防車両 1 台で対応する。
21	42	医療廃棄物の処理	尾三消防組合の現状を基本とし、広域化時に統合する。医療廃棄物廃棄業者及び搬送業者と契約し、適切な廃棄処分を実施する。

22	46	高速道路上の 出動	尾三消防組合の現状を基本とし、広域化時に統合する。(出動体制)管轄エリアについては、広域化までに名古屋瀬戸道路の管轄エリアについて関係機関と調整する。
23	47	災害時広報	<p>尾三消防組合の現状を基本とし、広域化時に統合する。災害現場等における広報活動は尾三消防組合の現状に準ずる。職員に対する災害情報メールについても現状のとおりとする。</p> <p>災害時対策本部を設置し、市町の対策本部と連携する。※現在、市民向けに災害情報を発信しているものとして、尾三消防本部では外線電話2回線を使用し提供している。</p> <p>豊明市消防本部がおこなっている住民向けの災害情報発信「すぐメール」については、導入するにあたり費用が発生するため、広域化後要検討とする。</p>

## 救助分科会

番号	項目 番号	調整項目	調整結果
24	32	防災ヘリ	愛知県防災ヘリコプターとの連携については、運航管理要綱により出動要請をするものとし、マニュアルにより統一を図るものとする。
25	33	緊急消防援助隊	緊急消防援助隊愛知県大隊応援等実施計画及び愛知県緊急消防援助隊受援計画に対応したマニュアルにより活動等の統一を図るものとする。